

令和 7 年度

一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 4 月
変更 令和 7 年 7 月

鴨川市

目 次

一般廃棄物処理実施計画編（ごみの部）

1	一般廃棄物処理計画の実施期間	1
2	一般廃棄物処理計画の対象区域	1
3	処理計画世帯数及び人口	1
4	一般廃棄物処理施設	1
5	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	1
(1)	区域内排出量の見込み	1
(2)	一般廃棄物処理見込み	2
6	搬出抑制及び再資源化	4
(1)	搬出抑制について	4
(2)	再資源化対象物	4
7	収集する種類及び分別区分	5
8	ごみの収集区域と収集日	5
9	排出及び収集運搬	6
10	中間処理、最終処分	7
11	産業廃棄物の処理	8
12	処理施設	8
(1)	焼却処理施設	8
(2)	最終処分場	8
(3)	中継施設	9

生活排水処理実施計画編（し尿の部）

1	基本事項	10
(1)	計画の目的	10
(2)	計画期間	10
(3)	計画区域	10
(4)	計画対象人口及び世帯数	10
2	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	10
(1)	収集・運搬計画	10
(2)	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み	10
(3)	中間処理計画	11
(4)	最終処分計画	12
別表	浄化槽清掃・収集運搬許可業者一覧	13
	し尿収集運搬業務委託業者	13
	し尿処理汚泥（脱水汚泥）中間処理業務委託業者及び委託期間	13
	し尿処理汚泥（脱水汚泥）の中間処理後の最終処分先	13
	し尿処理汚泥（脱水汚泥）運搬業務委託業者	14

一般廃棄物処理実施計画編 (ごみの部)

1 一般廃棄物処理計画の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 一般廃棄物処理計画の対象区域

鴨川市全域

3 処理計画世帯数及び人口 (令和7年3月31日現在)

29, 963人 世帯数: 15, 995世帯

4 一般廃棄物処理施設

鴨川清掃センター

天津小湊一般廃棄物最終処分場

5 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 区域内排出量の見込み

	家庭系		事業系	
	搬入形態	年間搬入量	搬入形態	年間搬入量
可燃ごみ 10, 500t	直営	5, 500t	許可業者	3, 900t
	持込み	500t	持込み	600t
粗大ごみ 130t	直営(申込み)	50t	許可業者	60t
	持込み	10t	持込み	10t
不燃ごみ(金物類) 150t	直営	110t		
	持込み	20t	持込み	20t
不燃ごみ(小型家電) 30t	直営	25t		
	持込み	5t		
不燃ごみ (ガラス・セトモノ類) 110t	直営	70t		
	持込み	30t	持込み	10t
資源ごみ	・空カン 105t	直営	95t	許可業者
		持込み	7t	持込み
	・空ビン 225t	直営	223t	許可業者
		持込み	1t	持込み
	・ペットボトル 145t	直営	143t	許可業者
		持込み	1t	持込み
	・新聞紙 150t	直営	120t	許可業者
		持込み	20t	持込み
	・雑誌 220t	直営	210t	許可業者
		持込み	5t	持込み

・ダンボール	220 t	直営 持込み	200 t 10 t	許可業者 持込み	10 t
・飲料用紙パック	4 t	直営 持込み	4 t	許可業者 持込み	
・雑がみ	20 t	直営 持込み	16 t 2 t	許可業者 持込み	2 t
・布類	80 t	直営 持込み	45 t 30 t	許可業者 持込み	5 t
・白色トレイ・ 発泡スチロール	3 t	直営 持込み	2 t 1 t	許可業者 持込み	
・乾電池	12 t	直営 持込み	7 t 2 t	許可業者 持込み	1 t
・木くず	300 t	直営 持込み	30 t	許可業者 持込み 持込み(許可施設) 許可業者	120 t 150 t
有害ごみ	7 t	直営 持込み	5 t 1 t	持込み	1 t
合計	13, 179 t				

動物死体	125 体	直営 持込み	5 体 120 体		
------	-------	-----------	--------------	--	--

(2) 一般廃棄物処理見込み

区分	処理量	適用
可燃ごみ	家庭系ごみ 6, 000 t 事業系ごみ 4, 500 t 計 10, 500 t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた可燃ごみは、千葉県内の民間焼却施設で処理する。 布団類などの処理困難物は、事業者へ処理を委託しサマリリサイクルの推進を図る。
不燃ごみ	金物類	家庭系ごみ 130 t 事業系ごみ 20 t 計 150 t
	小型家電	家庭系ごみ 30 t 計 30 t
	ガラス・ セトモノ類	家庭系ごみ 100 t 事業系ごみ 10 t 計 110 t

資源ごみ	空カン	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	102t 3t 105t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた空カンは、市内業者に有価物として売却し、再資源化を図る。
	空ビン	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	224t 1t 225t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた空ビンは、中間処理業者に色分別処理を委託した後、法律に基づいた指定法人に処理委託し、再資源化を図る。
	ペットボトル	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	144t 1t 145t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれたペットボトルは、中間処理業者に圧縮梱包処理を委託した後、法律に基づいた指定法人等に処理委託し、再資源化を図る。 また、一部を業者に有価物として売却し、再資源化を図る。
	古紙 ・新聞紙 ・雑誌 ・ダンボール ・飲料用 紙パック ・雑がみ	家庭系ごみ 事業系ごみ 家庭系ごみ 事業系ごみ 家庭系ごみ 事業系ごみ 家庭系ごみ 事業系ごみ 家庭系ごみ 事業系ごみ 計	140t 10t 215t 5t 210t 10t 4t 0t 18t 2t 614t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた古紙(新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・雑がみ)は、市内業者に有価物として売却し、再資源化を図る。
	布類	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	75t 5t 80t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた布類は、有価物として専門業者に売却し、再資源化を図る。
	白色トレイ・ 発泡スチロール	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	3t 0t 3t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた白色トレイ・発泡スチロールは、清掃センターで減容化し、有価物として売却し再資源化を図る。
	乾電池	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	11t 1t 12t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた乾電池は、専門業者に処理委託をし、再資源化を図る。
	木くず	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	30t 270t 300t	道路及び海岸管理等で発生する多量の木くずは、鋸南地区環境衛生組合で許可する処理施設に事業者が直接搬入し、破碎処理後、再資源化を図る。 ごみゼロ運動等で発生する木くずは民間業者に委託し堆肥化等により処理を図る。

粗大ごみ	家庭系ごみ 事業系ごみ 計	60t 70t 130t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた粗大ごみは、可燃物・不燃物に分別を行い、可燃物は前処理として破碎処理施設で破碎後に焼却処理する。 不燃物は民間業者に委託して処理し、再資源化を図る
有害ごみ	家庭系ごみ等 事業系ごみ 計	6t 1t 7t	直営収集及び委託事業者等により持ち込まれた有害ごみは、一旦清掃センター施設に保管し、専門業者に処理委託をする。 中継施設稼働後は中継施設保管棟に保管し、専門業者に処理委託する。
動物の死体		125体	犬・ねこ等の死体の処理は、飼い主が自らの責任で行うことを原則とし、自ら処理できないときは中継施設に搬入し、民間焼却施設へ搬出する。

6 搬出抑制及び再資源化

(1) 搬出抑制について

①ごみ減量に対する啓発

- ・ごみの分別・出し方等周知用看板及びパンフレットの作成配布。
- ・市内小中学校の児童生徒等施設見学の受け入れ。
- ・広報誌及び市ホームページへの掲載。
- ・地域における環境教育推進のため、担当職員によるごみの減量化やリサイクルについての出前講座の開催。
ア：マイバッグ運動の推進を図り、レジ袋の使用を削減する。
イ：食べ残しの削減と厨芥類の水切りを促進するため、もう一絞り運動を進める。
ウ：フリーマーケットやバザー等の活用を推進する。
- ・事業用大規模建築物の所有者・占有者に対して、減量化及び資源化の啓発を実施する。
- ・収集運搬許可業者及び市内事業所への分別徹底の協力依頼。
ア：事業所に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう啓発するとともに、収集運搬許可業者に
対しても、取引先事業所と協力・連携して資源化に取り組むよう依頼する。

②資源ごみ集団回収促進事業の推進

- ア：地域や学校等で行う資源ごみの集団回収を積極的にアピールし、資源化推進を図る。
イ：対象資源ごみ
空カン・空ビン(ビール瓶)・金物類・新聞紙・ダンボール・雑誌

③使用済小型家電のリサイクル

- ・使用済小型家電の回収事業においては、有価物として売却していたが平成28年度から市場の動向により逆有償となったが、リサイクルの推進を図るため引き続き当事業を実施する。

④清掃ボランティア活動の実施

(2) 再資源化対象物

- ①空カン・空ビン・金物類・ペットボトル・古紙・布類・白色トレイ・発泡スチロール・乾電池
小型家電・木くず

7 収集する種類及び分別区分

分 別 区 分		ごみの種類
可燃ごみ		厨芥ごみ・ゴム・皮革製品・プラスチック製品・パック・貝殻・紙類・草・小枝等
不燃ごみ	金物類	調理器具(鍋・釜・やかん・包丁)・時計・傘(骨の部分)・アイロン・ポット・はさみ・針金・ハンガー・小型家電製品等
	ガラス・セトモノ類	ガラス・ガラス食器・セトモノ類・電球・植木鉢等の陶器類・めがね・水槽・鏡等
資源ごみ		空カン・空ビン・ペットボトル・新聞紙・ダンボール・雑誌・飲料用紙パック・雑がみ・白色トレイ・発泡スチロール・乾電池・古着
粗大ごみ		家具類・布団・自転車・楽器・子供遊具・レジャー用品・健康器具・調理用品・家庭用電化製品等
有害ごみ		蛍光管・体温計・温度計
動物の死体		小型のペット等
収集しないもの		プロパンガスボンベ・消火器・タイヤ・バッテリー・バイク・建築廃材・農漁業用機具資材・事業系備品・医療系廃材・太陽光発電パネル類・有害性のもの

8 ごみの収集区域と収集日

収集区分	可燃ごみ	不燃ごみ		資源ごみ	粗大ごみ	
		ガラス・セトモノ類	金物類			
鴨川地区 (国道128号 バイパス沿線から海側) 江見地区全域 太海地区全域 曾呂地区全域 天津地区 (浜荻、引土除く) 小湊地区全域	毎週 月・木曜日	毎月 第2・4 木曜日	毎月 第2・4 月曜日	空カン	毎月 第1・3・5 月曜日	毎月 第1・2・ 3・4 木曜日
				空ビン	毎月 第1・3 木曜日	
				ペットボトル ・古紙・布類	毎月 第1・3 水曜日	
				白色トレイ・ 発泡スチロール	毎月 第2・4 木曜日	
				乾電池	毎月 第2・4 月曜日	

鴨川地区 (国道128号 バイパス沿線を 除いた山側) 大山地区全域 吉尾地区全域 主基地区全域 田原地区全域 西条地区全域 東条地区全域 天津地区 (浜荻、引土)	毎週 火・金曜日	毎月 第2・4 金曜日	毎月 第2・4 火曜日	空カン	毎月 第1・3・5 火曜日	毎月 第1・2・ 3・4 金曜日
				空ビン	毎月 第1・3 金曜日	
				ペットボトル・古紙・布類	毎月 第2・4 水曜日	
				白色トレイ・ 発泡スチロール	毎月 第2・4 金曜日	
				乾電池	毎月 第2・4 火曜日	

9 排出及び収集運搬

区分	排出方法	収集形態
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定日に指定袋を使用し、氏名を記入して集積所に搬出 ・収集日 週2回 	天津地区、長狭地区及び鴨川地区の一部は業者委託 上記を除く全域は市直営収集
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定日に指定袋を使用し、氏名を記入して集積所に搬出 ・ガラス・セトモノ類収集日 月2回 ・金物類収集日 月2回 	収集運搬は全域業者委託
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・空カン・空ビン・ペットボトルは指定日に指定袋を使用し、氏名を記入して集積所に搬出 ・古紙は新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・雑がみに分けて梱包して搬出 ・布類はたたんで梱包して搬出 ・白色トレイ・発泡スチロールは指定袋の使用もしくは梱包して搬出 ・乾電池は指定日に指定袋を使用し、氏名を記入して集積所に搬出 もしくは、市内公民館等施設内集積箱に搬入 ・収集日 空カンは月2から3回、他はいづれも月2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・空カン・空ビン及び白色トレイ・発泡スチロールは全域業者委託 ・ペットボトルは江見地区、長狭地区、田原地区の全域及び東条地区、西条地区、鴨川地区の一部の収集運搬は業者委託 以上を除く地域は市直営収集 ・ダンボールは江見地区、長狭地区の全域及び鴨川地区の一部の収集運搬は業者委託 以上を除く地域は市直営収集 ・古紙及び古着は、江見地区、長狭地区、田原地区、西条地区の全域及び鴨川地区の一部の収集運搬は業者委託 以上を除く地域は市直営収集

粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 事前に搬出物の申込みを行い、粗大ごみ処理券を購入後、受付番号を記入し、指定日に処理券を貼付し集積所に搬出 ・収集日 木曜日、金曜日各月4回 	市直営収集
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定日に集積所に指定袋を使用し、氏名を記入して搬出 ・ 収集日 月2回 	収集運搬は業者委託

10 中間処理、最終処分

処理区分	中間処理		最終処分
	排出区分	処理量	
焼却処理	可燃ごみ	10,500t	<p>全量民間事業者へ処理委託する。</p> <p>10,500t</p> <p>1) 千葉産業クリーン株式会社(銚子市) 生じる焼却残渣の処分は茨城県鹿嶋市の中央電気工業株式会社で最終処分及び同社で最終処分</p> <p>2) 株式会社市原ニューエナジー(市原市) 生じる焼却残渣の処分は埼玉県寄居町のツネイシカムテックス株式会社で資源化処理</p> <p>3) エコシステム千葉株式会社(袖ヶ浦市) 生じる焼却残渣の処分は秋田県のグリーンフィル小坂株式会社で最終処分</p> <p>4) 株式会社かずさクリーンシステム(木更津市) 生じる焼却残渣の処分は山形県米沢市の株式会社エコス米沢及び秋田県小坂町のグリーンフィル小坂株式会社で最終処分</p> <p>5) 株式会社ナリコー(成田市) 生じる焼却残渣の処分は茨城県の中央電気工業株式会社で最終処分</p>
不燃ごみ	ガラス・セトモノ類	110t	天津小湊一般廃棄物最終処分場で処理する。
	金物類	150t	中間処理委託業者に有価物として売却する。
	小型家電	30t	認定事業者に処理を委託し資源化する。
資源ごみ	空カン	105t	有価物として業者に売却する。
	古紙	614t	有価物として業者に売却する。
	白色トレイ・	3t	減容機を使用し固形化し有価物として業者に売

	発泡スチロール 空ビン ペットボトル 布類 乾電池 木くず	225 t 100 t 45 t 80 t t 300 t	却する。 中間処理委託業者から資源として出荷する。 有限会社粕谷商店 中間処理委託業者から資源として出荷する。 株式会社三山商店 一部を独自ルートで業者に有価物或いは処理委託する。 処理業者に有価物として売却する。 専門業者に処理委託する 事業者が中間処理業者に直接搬入し、破碎後、堆肥化等の資源として出荷する。 千葉美装株式会社
破碎処理	可燃性粗大ごみ	130 t	鴨川清掃センター処理施設で破碎後に中継施設から民間焼却施設へ焼却処理委託する。
有害ごみ (水銀回収処理)	蛍光灯・ 温度計・体温計	7 t	専門業者に処理委託する。

11 産業廃棄物の処理

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、市が一般廃棄物の処理に支障のない範囲において当該廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物を次のとおり指定する。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 廃プラスチック類
- (4) ガラスくず及び陶磁器くず
- (5) 動植物性残渣

12 処理施設

(1) 焼却処理施設

施設名	鴨川清掃センター（休止）
所在地	鴨川市北小町2118番地
稼動年月日	昭和61年4月
焼却炉の形式	流動床焼却炉
処理能力	95 t / 24 h (47.5 t × 2基)

(2) 最終処分場

施設名	天津小湊一般廃棄物最終処分場
所在地	鴨川市浜荻314番地1
開始年月日	平成10年3月
埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法
埋立容積	10,420 m ³

(3) 中継施設

施設名 クリーンステーション鴨川
所在地 鴨川市上小原 482 番地 1
稼動年月日 令和 4 年 9 月

生 活 排 水 処 理 実 施 計 画 編
(し尿の部)

1 基本事項

(1) 計画の目的

本計画策定の目的は、令和2年3月に策定された「鴨川市一般廃棄物処理基本計画書」に基づき、令和7年度鴨川市においての生活排水の適正処理の向上及び河川環境の改善を図るための実施計画を定めるものであります。

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 計画区域

鴨川市全域

(4) 計画対象人口及び世帯数

人口：29,963人

世帯数：15,995世帯

(令和7年3月31日現在：住民基本台帳)

2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

令和7年度においての本市のし尿の収集業務は、引き続き市直営の鴨川市衛生センター及び一部民間委託業者により実施します。また浄化槽汚泥の収集運搬業務は鴨川市浄化槽清掃許可業者により、収集・運搬を実施するものといたします。

ここ数年来、し尿は減少傾向となっており、一方、浄化槽汚泥については上昇傾向となっており、市内の浄化槽管理業者と清掃業者とを連携させることにより、浄化槽清掃率の向上を図り、生活排水処理の適正化に努めるものといたします。

また、当分の間は市有施設の浄化槽清掃業務が残ることから、直営での浄化槽汚泥の収集・運搬業務も引き続き継続するものといたします。

なお、浄化槽清掃・収集運搬の許可業者及びし尿汲取り委託業者は別表のとおりです。

(2) 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み

令和6年度				
	し尿	浄化槽汚泥	計	処理方法
市直営	1,950KL	144KL	2,094KL	し尿処理施設
委託	2,117KL	—	2,117KL	
許可	—	9,402KL	9,402KL	
計	4,067KL	9,546KL	13,613KL	

(3) 中間処理計画

(ア) 施設の概要

本市のし尿・浄化槽汚泥の処理は、次表の鴨川市衛生センター（し尿処理施設）で行うものといたします。

し尿処理施設等

施設名称	鴨川市衛生センター		
所在地	鴨川市大里558-1		
供用開始年月日	昭和57年3月		
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥		
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理		
処理能力	66KL/日（し尿 27.9KL/日 浄化槽汚泥 38.1KL/日）		
運転管理	直営		
処理水質	P H : 5.8-8.6 BOD : 10mg/L以下 COD : 20mg/L以下 SS : 10mg/L以下	T - N : 20mg/L以下 T - P : 1mg/L以下 色度 : 30度以下 大腸菌群数 : 1,000個以下	
放流先	加茂川（2級河川）		
放流水量	150m ³ ~ 200m ³		

(イ) 施設計画

本年度においても現有のし尿処理施設である鴨川市衛生センターの適正な保守点検・修繕を継続して実施し、延命化を図りつつ、し尿等の適正処理を行うことといたします。

主要な事業としては、例年実施している膜ユニット設備、脱臭設備、ポンプ設備等の整備点検業務及び電気計装設備修繕を本年度実施いたします。

(4) 最終処分計画

し尿処理汚泥(脱水汚泥)を施設外に搬出し、焼却施設及び最終処分場を有する市外の民間処理業者に処理を委託します。

なお、し尿処理汚泥(脱水汚泥)の予定搬出量及び最終処分は次のとおりです。

	搬出期間	汚泥の含水率	予定搬出量	最終処分
し尿処理汚泥	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	70%以下	630t	焼却後、埋立処分等

別表

浄化槽清掃・収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	電話
(株) 新倉	鴨川市東町999-11	04-7094-5588
(株) クリーンエイト	鴨川市京田644-3	04-7092-1388
(株) ケイティエス	鴨川市東町570	04-7092-0900
(株) 安房環境衛生	鴨川市松尾寺479-4	0120-24-1630
(株) 東工業	鴨川市太田学882-13	04-7092-3030
(株) カワナ	鴨川市川代8	04-7092-5146
(有) みまつ産業	鴨川市西江見128	04-7096-0368
(有) 高喜工業	鴨川市広場949-3	04-7092-4115

し尿収集運搬業務委託業者

(株) 東工業	鴨川市太田学882-13	04-7092-3030
(有) みまつ産業	鴨川市西江見128	04-7096-0368

し尿処理汚泥（脱水汚泥）中間処理業務委託業者及び委託期間

委託業者名	千葉産業クリーン（株）	市原ニューエナジー（株）	エコシステム千葉（株）
住 所	銚子市小浜町2950	市原市万田野733番	袖ヶ浦市長浦拓1-30-2
電話番号	0479-23-9300	0436-50-8300	0438-60-7175
委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		

し尿処理汚泥（脱水汚泥）の中間処理後の最終処分先

最終処分先	千葉産業クリーン（株）	ツネイシカムテックス（株）	メルテック（株）
住 所	銚子市小浜町2950	埼玉県大里郡寄居町 大字三ヶ山250番地1	栃木県小山市 大字梁2333番地29
電話番号	0479-23-9300	048-582-5503	0285-49-1080
最終処分先	新日本電工（株）		
住 所	茨城県鹿嶋市大字光4		
電話番号	0299-84-3400		
最終処分先	㈱ウィズウェイストジャパン		
住 所	福島県田村郡小野町大字 南田原井字大和久 169-2		
電話番号	0247-72-6901		
委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		

委託業者名	(株) 東工業
住 所	鴨川市太田学882-13
電話番号	04-7092-3030
委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日